

第八回賛助会・報告

神社・寺院・町内会をめぐる土地紛争

谷口 知平

(龍谷大学)

部落住民は氏神的神社の氏子であり、色々の宗派寺院の檀信徒であります。それぞれ境内地、社殿、祠、堂宇、墓地などを所有しており、その支配をめぐって抗争することが多いのであります。それらの団体は法的にみるといわゆる権利能力なき社団であつて、その団体名義で所有することができぬために、その集団内の有力者、世話役が個人または数名の名義で所有していることが多いのであります。この場合、その名義人は、その団体のために受託者として名義上の所有者なのであつて、団体が受益者となる信託関係をそこに認めるのがよいと私は考えております。

この信託関係を認めるという考え方がないし、解釈論はわが国の判例においても認められたものと思ひます。それは、沖繩の門中墓に関する訴訟として、最高裁(昭五五・二・二八判決)は、門中墓の保有は門中構成員の代表者名義で信託的に保有されているものであることを認めたのであります(谷口知平判批、民商八三卷六一〇頁参照)。ここで、宗教財産というものが信託財産であるといつて、信託という法理を採り入れてきましたことに非常に意味があると私は思ふのです。宗教財産が、誰のために誰の所有名義の受託財産になつてゐるかということが問題であつて、私はその門主個人のための信託財産、つまり門主個人を受益者とする信託財産の場合もあるし、宗

派自体を宗派あるいは本山、本山自体—本山自体と申ししても—その門信徒全体を信託者とし、所有名義人はそのための受託者であると考えられることもできません。受託者も数人の場合、或いは数十名の場合もありますし、一人の場合もあります。多数の場合は、その執行部というものが受託者になるのじゃないかと思えますけれども、要するに宗教団体財産というものは、信託関係によつて処理されるのではなからうか、というようなことを考えておるのであります。沖繩の「門中」の財産紛争で、判決が宗教財産が信託関係であるというようなことを申し上げておりますので、信託法理は一つの有力な裁判上の解釈のテクニクとして認められたといえるのではなからうかと思つております。

その次に、塔ノ山町内会事件というのがあります。これは、「民事判例集」には載つておりませんが、裁判所へ配る最高裁の裁判集には載つております。最近、下級審、一審から高等裁判所（控訴審）までの資料を頂いたような次第で、民商法雑誌に私が紹介させてもらう予定になつておりますが、これはやはり、町内会というもの、あるいは部落会というものがどういふようなものかを考えるのについて、非常におもしろい事件であります。高等裁判所でしたか、町内会は権利能力のない社団である、という判決をしていますので問題はないと思えますけれども、塔ノ山町内会の紛争事件は結局、寺院と氏神の神社と町内の土地支配をめぐる住民間の紛争であるように思われます。宝仙寺から塔ノ山町の町内会が贈与を受けて、そこを白玉稻荷の境内地として使用してましたけれど、後にそれが児童遊園になつたりしてゐるようですが、その土地の名義は有力者A個人になつており、Aが死にまして、その相続人が自分の名義に登録してゐるというので、それを抹消してほしいといつて、塔ノ山町会がその代表者によつて権利能力なき社団として訴を起したというふうな事件でございます。この土地自体はやはり白玉稻荷の境内地であるということであり、もともとお寺からもらったものであるというふうなことが判決か

ら分かります。お寺と神社、とくに氏神のようなものは同じように宗教団体であります。塔ノ山町内会というものがそこに絡んでいるわけでございます。町内会というのは戦後にマックアーサーによって解散させられたので、一度消滅して、また新しく町内会ができたけれども、これは前の町内会と違うかどうかというようなことが、ここで問題になっております。お寺のものから神社のものになり、町内の子ども児童遊園になっていくというようなところで、しかもそれが町内会が管理しておることですけれども、ここで問題になっておりますのは、その町内会が昔から現在に至るまで同一性のものであるかどうか、戦前からの町内会と戦後の町内会とは違うのが争われたのです。そこで、そうであるかないかということをもう一度調べ直せ、というような最高裁の判決でございました。けれども、町内会が何であるかというようなことは行政学の一つの問題らしいのです。町内会というものは、社会的には極めて特殊な行政組織で、昔からずつとつづいていく伝統的な地縁を中心とする集団であり、これが昔から政治権力にいろいろ利用せられた。戦争中は特に軍によって利用せられていろいろなことをさせられ、町内会は政治の宣伝をさせられたというようなことで、戦後連合軍指令部によって解散させられたけれども、また復活している。この復活した町内会というものは前の町内会と同じものかどうか問題であります。一般には地縁関係によるもので、政治的には無色であり近隣互助の慣習で規律されているといわれています。町内会の研究もいろいろなさされているようでもあります。私は広島大学の中川剛教授の著書などでその性格を教えられました。政治や社会的にはなかなかおもしろい問題を含んでいるように思いますけれども、法的性格は権利能力なき社団であるというような判決が、最高裁によってなされております。

それからまた、土地に関することになりますけれども、次に掲げてあります東光院萩の寺事件というのがございます。これは萩で有名になっているお寺で、住職が先代からだんだんと努力をして、信徒の協力によって設立

されて発展したお寺であります。法律上、問題は、このお寺が曹洞宗のお寺でありまして、不動産の処分あるいは抵当権を設定して借金したりするのについては、本山、永平寺の方の認可を得なければならぬということになります。借金をし、そのため抵当権の設定をしたり境内地の処分をしたりしようということになるとこのように本山の認可を受けるなどの制限があつたので、住職個人名義で所有していたわけでありまして、個人名義で所有しておるがために自由に借金ができませんでした、それによつて堂宇を建てたり境内地を整理したり、いろいろできたわけがあります。また、その土地を処分したときに代金の一部を本山へ上納しなければならぬので、これを免れるためだつたというのであります。個人名義にして借金をしては境内地を買い替えたり堂宇を建てたりして、住職はそのお寺を盛大にしてきたというわけであります。

さて、住職が死去されましたときに、その家族が寺族としてそこに住まいを得ておつたのですが、住職の資格のある、跡継がなくなつたものですから、他所から住職が兼任でやつてこられるということになりました。そのために、寺族の方々、そこに住んでいた家族に、その土地の一部を処分して若干の財産をあげたり、あるいはそこで「お守札」や土産物、おろうそくを売る店を開ける住居を提供して住ませたり、保護の処置は充分にしてはございましたけれども、お寺の周辺がだんだんと都市化し発展したため、その遺族の方々が勝手に処分をしたり、家を建てたり、墓地までも売つてしまふということになりましたので、後継の住職がその土地の回復、所有権確認の請求をしたというような事件であります。ここで法律的に問題になっておりますのは、そのような方法で名義を個人名義にしておいたということが、公序良俗に反して無効であるのかどうか、しかもそういうことによつて上納義務を免れてきたわけでありますし、また土地の処分、或いは抵当権の設定なるものも制限を免れてきており、そういうことによつて得た所有権であるから、これは無効ではないかという問題もある

うかと思うのです。この事件では第一審からずっと実地上の土地の占有状態を仔細に調べまして、それについては十分な証拠書類がたくさんあつたようですから、昔からの境内地の変更とかそういうものを十分に調べまして、ずっと第一審から最高裁まで、結局そのお寺の土地であるということが確認されたのであります。こういう例は非常にたくさんあるのじゃないかと私は思うのです。ですから私は、今までいろいろな方法で土地を拡張したりしてきたのですけれども、さしあたり現状に於いてお寺の土地であるならば、またお寺のお墓であるならば、そのとおり認めてよいだろうと思います。過去において、公序良俗違反の方法で取得されたと主張されておられますけれども、そうかといって現在、その取得が無効、現在の自分の土地の、あるいは自分のお墓の所有権がないというわけにはいかんだろうということで、現状の実情をよく見て、寺院のものであるならば寺院のものとして確認してもいいのではなからうかと思うのであります。やはり現実の寺院の境内地であり、寺院の所有である、あるいは支配にあると認められるかどうかということが問題なので、それを確認するのはやはり裁判所の仕事であるろうと思いますので、これはこれで妥当な判決ではなかつたかと思う次第でございます。

さて、三番目の問題、これは徳島事件でございます。これは、神社の氏神と寺院の信徒と町内会と三つ重なっているような争いでありまして、私は非常におもしろいと思うわけです。私の結論を申しますと、神社関係の財産はその神社の宗教法人規則による、お寺の財産はお寺の宗教法人規則による、部落の財産は部落の規則による、ということ、それぞれグループの規約があるのですからそれをできるだけ適当に解釈して、それによつて財産関係は処理していった方がいいのではなからうかというように考えております。徳島の裁判所は違うような判断をなさっておりますので、これはどうかと思ひ、皆さんのご意見を伺いたいと思う次第でございます。

これは部落と氏神、その近くの寺院に関わる紛争であります。氏神とその近くに寺院があります。その土地は

部落の共有のような感じで、そこにある墓地を無断で売却したということで、町内会あるいは部落会の会長さんがその返還の訴訟を寺院に対して起こしたのですが、その仕返しのような形で訴えが起されました。それは以下のような経緯です。以前にその神社の土地の一部が町会長の先々代へ移転されたのですが、登記洩れになつてゐることが分かり、種々調査の結果、村人など関係者一同がそのことを認め、神社の代表役員である宮司さんや崇敬者総代など責任役員が立会のうえ、中間省略の登記の方法でその町会長名義に登記しました。

宗教法人が昭和二六年に制定され、この神社の法人規則は二七年に制定されたのですけれども、そのままに放任してあつたのです。それは登記洩れであるということでしたので、昔からの事情をいろいろ聞いて、神社関係の崇敬者総代とかその責任役員など皆寄つて全員承諾押印のうえ、中間省略の意味をもって登記洩れの土地について登記を町会長名義に移しました。しかし、神社がこれを無効であると主張しまして、宮司が代表して無効の確認訴訟をしたのですが、その宮司さんが今度は神社の方の崇敬者らから非難されて、その訴を取り下げました。今度は宮司の方は、再び返還の訴もできない。自分が返還訴訟をしておいて取り下げたわけですから、利害相反でもあるし、今更その無効確認はできないというような形になっているところから反対側の寺院関係有力者の方が、神社の氏子で神社の利害関係者であるということで、特別代理人選任の申請をいたしましたところ、その特別代理人として裁判所はその人を選任しました。そこで、この選任された特別代理人が登記無効確認の訴訟を起したという事件であります。この特別代理人の選任は、民法の五七条によつてなされたのでありますが、神社には宗教法人として神社法人規則がありますのに、その規則によつていないのですね。そこが疑問とされるところであります。規則どおり規則に従つてやればいいのに、それができないからと早急に判断して、民法第五七条によつたわけでありませう。というのは、宗教団体の責任役員や崇敬者総代らが皆承認し、署名し押印してお

るものですから、そのような訴を提起するはずもなく、その宮司さんもいつぱん訴訟して村民らから非難されて訴を取り下げたものですから、再び訴訟をしない。そういう場合は民法でいける、という考え方によっております。神社は宗教法人として神社規則がちゃんとありまして、その規則に従って財産の管理運営がなされるべきであって、早急に、できないと言えるのかどうか私は疑問なんですけれども、現実にはしないのだから、神社の氏子として利害関係人として民法の規定の適用があるという考え方で扱われておるわけです。けれどもその点私は疑問であります。

私は宗教法人なのだから、神社規則がある。したがって、その解釈に従って処理すべきである。宗教信仰に關係するところはできないといたしましても、財産關係とか世俗關係の処理については宗教法人規則が細かく規定してあります。そういう場合には代務者を置くとか……そういうことを書いてあるのです。代務者を置かないと動けないということは、結局その責任役員が全部一致して承認している、すなわち行動を起こすまいといっている、その神社の秩序というのが保たれておるんだからそれでいい、何もしなくても良いのではなかるうかと考えますけれども、どうもそういう場合には、民法の公益法人の規定を準用して、特別代理人を選任して訴訟ができる、という判決なのですが、それでいいのかどうかということが私の問題にするところで、いろいろご意見を伺えたら幸甚だと思っております。

宗教団体から違法な財産の逸失が、ありました場合に、それを横から——横からというか、利害関係人として、一信徒とかあるいは一崇敬者、そういう人から——無効確認の訴訟ができるのかどうかということが一つの問題であります。違法な財産の流出は無効であり、無効確認については、利害関係人として、一崇敬者あるいは一氏子であるということでも提訴ができるのか。神社とお寺とは少し判例の扱いが違っており、お寺の方は神社の方

よりも利害関係が緊密であるというような判決が多いようですが、特別代理人というものを民法の規定の類推適用によって選任をし、それで訴訟ができるのかどうかということが、私の疑問としておるところであります。とにかくその神社規則というものの解釈適用をできるだけすべきであつて、それでどうにもならん時に、しかもその時に民法公益法人の規定の適用があるのかどうかということを教えて頂きたいと思うところでございます。結局は、寺院の財産については、その寺院規則の解釈により、氏神の財産についてはその氏神の宗教法人の規則の解釈をできる限りして、それによつて行うべきである。また、町内会は町内会の規約というものがあつるから、それによつて、訴訟を誰がするかを、決めるべきであつて、民法の公益法人の規定をすぐ適用するというのはどうかと思うのです。後はいろいろとご質問頂きましたら結構です。非常に簡単で、急ぎましたのでわかりにくかつたと思います。いろいろ疑問もあろうかと思つたのでご討議いただきましたら幸甚でございます。